

4 契第1404号
令和 4 年12月13日

建設工事の受注者 様

岡崎市長 中根 康浩

「主任技術者等の専任を要する期間の緩和について（通知）」の一部改正について（通知）

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 353 号）により、監理技術者の配置が必要となる下請負契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられることとなりました。

これらの改正は、いずれも令和 5 年 1 月 1 日より施行され、請負契約の時点に関わらず、全ての工事について、改正後の基準が適用されることとなります。

つきましては、市発注工事における主任技術者の専任を要する期間の緩和に係る取扱いについて、下記のとおり一部改正しますので通知します。なお、平成 28 年 6 月 1 日付け 28 契第 367 号「主任技術者等の専任を要する期間の緩和について（通知）」の一部改正については廃止します。

記

1 令和 5 年 1 月 1 日からの取扱い

工事 1 件の請負代金の額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の場合、専任の主任技術者等の配置が必要となりますが、次の工事を緩和対象とし、その期間は主任技術者等の工事現場の専任を要しないものとします。

- (1) 主任技術者等が現場着工するまでの期間（準備期間※ 1）が長期間の工事
- (2) 工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間のある工事

※ 1 準備期間は、契約の締結後、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間とします。

2 専任期間の緩和の条件

専任期間を緩和するためには、次の条件を満たす必要があります。

「当該工事の設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、準備期間が明記されていること。」

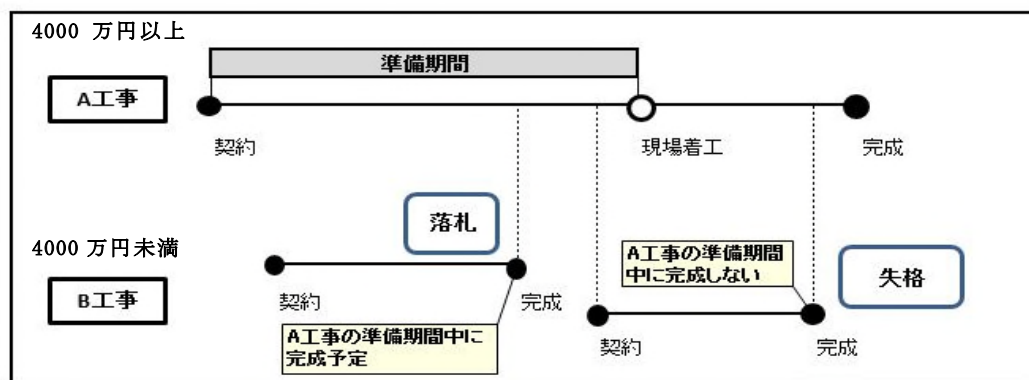
この条件を満たさない場合、当該工事の専任期間は、従来どおり、契約日から完成届の提出日になります。

3 専任期間の緩和に関する入札審査の取扱い

開札時は、公告、仕様書等に記述された準備期間を考慮して、審査を行います。

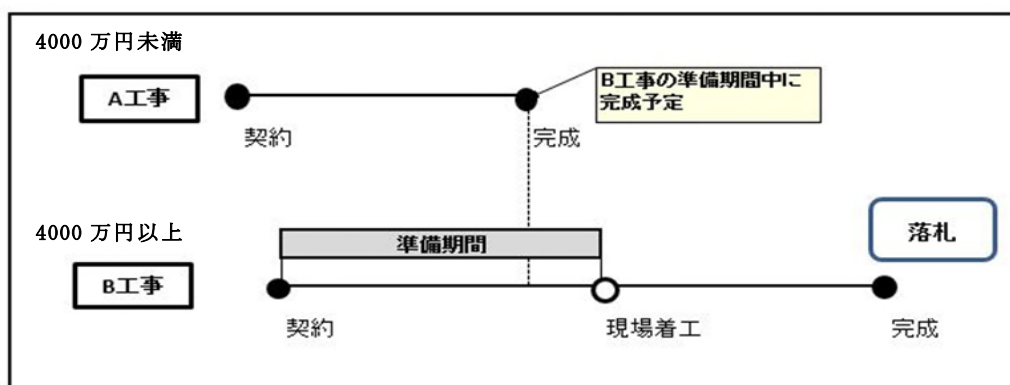
- (1) 手持ち工事が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）、入札対象の工事が 4,000 万円未満（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満）の場合、手持ち工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間中に入札対象の工事が完成する予定であれば、落札となります。

A工事 … 手持ち工事 B工事 … 入札対象工事



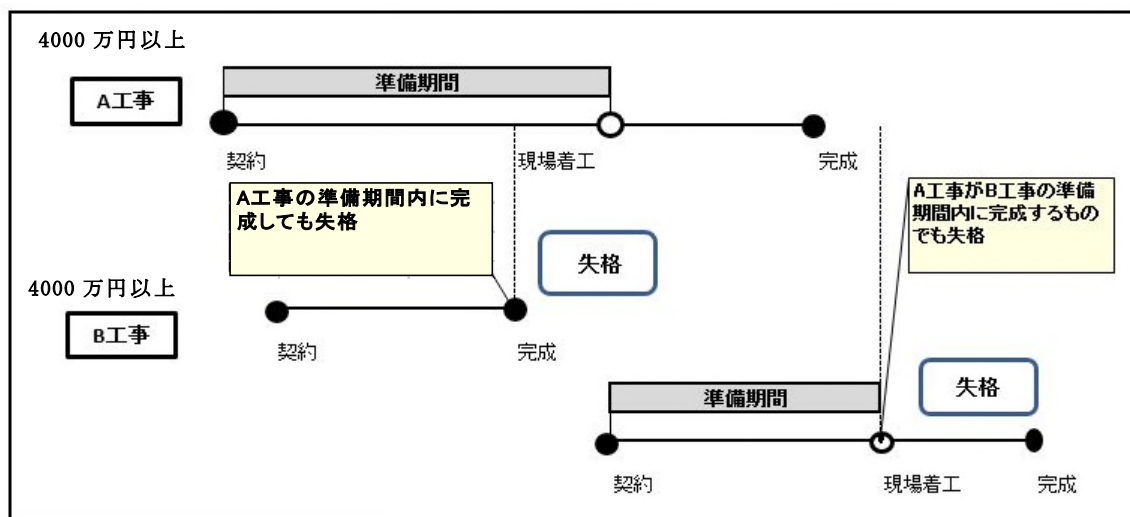
- (2) 手持ち工事が 4,000 万円未満（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満）、入札対象の工事が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の場合、入札対象の工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間中に、手持ち工事が完成する予定であれば、落札となります。

A工事 … 手持ち工事 B工事 … 入札対象工事



- (3) 手持ち工事と入札対象の工事が両方とも 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の場合、手持ち工事、入札対象工事が準備期間中であっても、それぞれが専任を要する工事になるため、失格となり、落札できません。

A 工事 … 手持ち工事 B 工事 … 入札対象工事



4 工場製作を含む工事の緩和について

- (1) 工場製作を含む工事の場合、発注前に、工場製作のみが行われている期間を特定でき、公告、仕様書等に工場製作のみが行われている期間を明記されたものは、入札資格審査において、その期間は専任を要しないものとして審査します。

発注前に、工場製作のみが行われている期間を特定できず、公告、仕様書等に明記することが困難な案件は、入札の段階では、専任を要しない期間を設定できません。入札資格審査も契約期間を専任期間として審査します。もし緩和を希望する場合は、契約を締結した後、発注者に対して専任緩和の申し出をしてください。書面によって工場製作のみの期間を明記した協議が行われた案件にかぎり、専任を要しない期間を設定することができます。

- (2) 発注前に、工場製作のみが行われている期間を特定でき、公告、仕様書等に工場製作のみが行われている期間を明記された案件において、工場製作の技術者と現場施工の技術者を別に設置する場合、一般競争参加資格申請書には、先に実施する工場製作の技術者を申請して下さい。契約締結時に現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届を工場製作の技術者で届出をしますが、工場製作が終了し、現場施工に移行するときに、現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届を提出して、現場施工の技術者に変更して下さい。

ただし、先に仮設工事や現場施工を行う場合は、現場施工の技術者を申請して下さい。

5 留意事項

- (1) 当該工事の予定価格が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の案件に、4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の金額で入札された場合、当該工事の準備期間及び専任期間の設定はなくなります。
- (2) 請負代金の額は、消費税及び地方消費税の額を含みます。
- (3) 仮契約を締結する案件は、本契約の締結日以降を準備期間とします。
- (4) 工場製作と並行して仮設工事等を行う場合は現場着工とみなし、工場製作の期間中でも、主任技術者等の専任を要します。
- (5) 準備期間中は、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等はできませんので、ご注意下さい。
- (6) 専任期間の緩和は、令和5年1月1日以降に入札参加資格審査を行う入札案件から適用となります。

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp